

簡易公募型プロポーザル方式に準じた手続（拡大型）の公示

次のとおり技術提案書の提出を招請します。

なお、本業務に係る落札及び契約締結は、当該業務に係る令和6年度予算が成立し、予算示達がなされることを条件とする。また、暫定予算となった場合、予算措置が全額計上されているときは全額の契約とするが、予算措置が暫定予算の期間分のみ計上されているときは暫定予算の期間分のみ契約とする。

令和6年3月14日

支出負担行為担当官

北海道開発局釧路開発建設部長 田村 桂一

1 業務概要

- (1) 業務名 一般国道44号 厚岸町 尾幌糸魚沢 厚岸施工計画検討業務
(電子入札対象案件)
(電子契約対象案件)
- (2) 業務内容 一般国道44号（北海道横断自動車道根室線）尾幌糸魚沢道路事業の厚岸地区において、円滑かつ効率的な事業実施を行うことを目的に、施工計画を検討し、今後の事業に向けた基礎資料を作成するものである。

本業務の業務内容は「特記仕様書（案）」によるが、主な業務内容は以下のとおりである。

- | | |
|------------|-------|
| ・ 計画準備 | N＝1 式 |
| ・ 現地踏査 | N＝1 式 |
| ・ 既往資料収集整理 | N＝1 式 |
| ・ 検討条件等の整理 | N＝1 式 |
| ・ 施工計画検討 | N＝1 式 |
| ・ 報告書作成 | N＝1 式 |

(3) 成果品

成果品は特記仕様書のとおりとする。

- (4) 履行期間 契約締結日の翌日(令和 6年 5月下旬を予定)～令和 7年 3月19日
- (5) 本業務における「主たる部分」は設計業務等共通仕様書第1128条第1項に示すとおりとする。
ただし、設計業務等共通仕様書第1128条第2項に規定する「軽微な部分」は除く。
- (6) 本業務について、主たる部分の再委託は認めない。

2 入札等の方式及び手続等

- (1) 本業務は、参加表明書及び技術提案書を同時に提出する試行業務である。

- (2) 本業務は、提出資料及び入札を電子入札システムで行う対象業務である。ただし、電子入札システムによりがたい者は、「紙入札方式参加承諾願（別記様式1）」を発注者に提出し承諾を得た場合には、紙入札方式に代えるものとする。
- (3) 本業務は、契約手続きにかかる書類の授受を、原則として電子契約システムで行う対象業務である。ただし、次の点に留意すること。
- ① 電子契約システムによりがたく、紙での契約手続きを希望する者は、落札決定後速やかに紙契約方式願（別記様式2）を提出しなければならない。
- ② 紙契約方式による場合には、別添契約書案により、契約書を作成する。
- (4) 本業務は、「低価格受注業務がある場合における予定管理技術者の手持ち業務量の制限等」の試行業務である。
- (5) 担当部局
〒085－8551 北海道釧路市幸町10丁目3番地 釧路地方合同庁舎
北海道開発局釧路開発建設部 契約課 上席契約専門官（業務入札担当）
電話 : 0154－24－7125（ダイヤルイン）
- (6) 参加表明書及び技術提案書の提出先及び受領期限
- 提出先 : (5)に同じ
- 提出期間 : 令和6年3月14日(木) から 令和6年4月8日(月) 12時00分まで。

3 公示内容についての質問の受付及び回答

- (1) 質問は、電子入札システムにより提出すること。ただし、紙入札方式による場合は、書面（様式は自由）を原則として郵送（書留郵便等の配達記録の残るものに限る。）により提出すること。
- ア 質問の受付先 : 2(5)に同じ。
- イ 質問の受付期間 : 令和6年3月14日(木) から 令和6年4月1日(月)
- 持参する場合は、上記期間の休日（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条に規定する行政機関の休日をいう。以下同じ。）を除く毎日、9時00分から17時00分まで。
- (2) 電子入札システムによる質問書の提出に当たっては、質問書に業者名（過去に受注した具体的な業務名等の記載により、業者名が類推される場合も含む。）を記載しないこと。このような質問があった場合には、その者が行った入札を無効とすることがある。また、紙入札方式による場合に限り、回答を受ける担当窓口の部署、氏名、電話番号及び電子メールアドレスを併記すること。
- (3) 質問に対する回答は、質問を受理した日から7日以内（休日を含まない。）に電子入札システムにより回答する。紙入札方式による参加者に対しては、電子メールで行う。

4 参加表明書及び技術提案書の提出方法

- (1) 提出方法
- ア 電子入札システムによる提出
- 提出期限までに参加表明書及び技術提案書を1つのファイルにまとめて提出すること。なお、ファイルは圧縮して提出することもできるが、ファイルの容量が10MBを超える場合には、提出書類の一式を紙により提出（電子入札システムとの分割提出は認めない。）すること。
- イ 紙による提出

紙による提出は、持参、郵送（書留郵便等の配達記録が残るものに限る。提出期間内必着。）又は託送（書留郵便と同等のものに限る。提出期間内必着。）により、1部提出すること。

また、持参、郵送又は託送による提出の場合は、電子入札システムにより、参加表明書及び技術提案書について、「郵送する旨の表示」「郵送する書類の目録」「郵送する書類のページ数」「発送年月日」を記載した書面を送信すること。

(2) ファイル形式等

ア 各様式及び各様式に添付する資料のファイル形式は、次のいずれかのアプリケーション・ソフトウェアで正しく表示・印刷が可能な形式で作成することとし、送信容量は10MB以内とする。

- ・ 一太郎（使用のバージョンに関わらず一太郎Pro4形式以下での保存）
- ・ Microsoft Word（使用のバージョンに関わらず2016形式以下での保存）
- ・ Microsoft Excel（使用のバージョンに関わらず2016形式以下での保存）
- ・ P D F 形式

ただし、当該ファイルの保存時に損なわれる機能は作成時に利用しないこと。

イ 圧縮方法

圧縮を行う場合は次のいずれかの形式にて作成すること。

- ・ L Z H形式
- ・ z i p 形式

ただし、自己解凍方式は指定しないものとする。

ウ ウイルスチェック

ウイルスチェックソフトを常に最新のデータに更新（アップデート）し、ウイルスチェックを行うものとする。

なお、完全なウイルス駆除が行えない場合は、郵送等による再提出とする。

エ プリントアウト時に規定の枚数以内になるように設定しておくこと。なお、送信された参加表明書等のプリントアウトは白黒印刷で行う。

5 参加表明書及び技術提案書の提出者に要求される要件

参加表明書及び技術提案書の提出者は、以下に示す要件を満たすすべての者を選定する。選定した者には、選定通知書を電子入札システムにより通知し、紙入札方式による参加者については書面により通知する。

(1) 基本的要件

参加表明書及び技術提案書の提出者は、アに掲げる資格を満たしている単体企業又はイに掲げる資格を満たしている設計共同体であること。

ア 単体企業

- (ア) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (イ) 北海道開発局における令和5・6年度の業種区分「土木関係コンサルタント」に係る一般競争（指名競争）参加資格の決定を受けていること。なお、決定を受けていない者も参加表明書及び技術提案書を提出することはできるが、特定通知の日までに当該資格の決定を受けていなければならない。
- (ウ) 北海道開発局長から、北海道開発局工事契約等指名停止等の措置要領（昭和60年4月1日付け北開局工第1号）に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。

- (エ) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- (オ) 法人税並びに消費税及び地方消費税の滞納がないこと。
- (カ) 労働保険、厚生年金保険等の適用を受けている場合、保険料等の滞納がないこと。
- (キ) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（(イ)の再決定を受けた者を除く。）でないこと。

イ 設計企業体

ア単体企業に掲げる条件を満たしている者により構成される設計共同体であって、北海道開発局長から「競争参加者の資格に関する公示」（令和 6年 3月14日付け北海道開発局長）に示すところにより、本業務に係る設計共同体としての一般競争（指名競争）参加資格（以下「設計企業体としての資格」という。）の決定を受けているものであること。なお、決定を受けていない者も参加表明書及び技術提案書を提出することはできるが、特定通知の日までに当該資格の決定を受けていなければならない。

なお、設計共同体の競争参加資格に関する公示は、北海道開発局ホームページにて掲載する（下記アドレス参照）。

<https://www.hkd.mlit.go.jp/ky/jg/koujikanri/ud49g7000000zi04.html>

(2) 資本及び人的関係に関する要件

参加表明書及び技術提案書を提出しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。なお、基準の関係がある場合に、辞退する者を決めることを目的に当事者間で連絡を取ることは、北海道開発局見積心得第4条第2項の規定に抵触するものではないことに留意すること。

ア 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。

- (ア) 子会社等（会社法第2条第3号の2に規定する子会社等をいう。以下同じ。）と親会社等（同条第4号の2に規定する親会社等をいう。以下同じ。）の関係にある場合
- (イ) 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

イ 人的関係

次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、(ア)については、会社等（会社法施行規則第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の一方が民事再生法（平成11年法律第225号）第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社（会社更生法（平成14年法律第154号）第2条第7項に規定する更生会社をいう。）である場合を除く。

- (ア) 一方の会社等の役員（会社法施行規則第2条第3項第3号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合
 - a 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。
 - (a) 会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役
 - (b) 会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役
 - (c) 会社法第2条第15号に規定する社外取締役
 - (d) 会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役
 - b 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役

- c 会社法第575条第1項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第590条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）
- d 組合の理事
- e その他業務を執行する者であつて、a から d までに掲げる者に準ずる者
- (イ) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第64条第2項又は会社更生法第67条第1項の規定により選任された管財人（以下「管財人」という。）を現に兼ねている場合
- (ウ) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合
- ウ その他の選定・特定手続の適正さが阻害されると認められる場合

組合（設計共同体を含む。）とその構成員が同一の選定・特定手続に参加している場合その他上記ア又はイと同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。

(3) 業務実施体制に関する要件

- ア 業務の主たる部分を再委託するものでないこと。
- イ 業務の分担構成が不明確又は不自然でないこと。

(4) 参加表明者の業務実績に関する要件

- ア 参加表明書を提出する者は、以下に示す同種又は類似業務について、平成25年度以降公示日までに完了した業務（再委託による業務の実績は含まない。）において1件以上の実績を有さなければならない。

（設計共同体の場合は、構成員を含む全ての者について1件以上の実績を有さなければならない。）

同種業務： 高規格道路または一般国道における「施工計画」に関する業務

類似業務： 道路法上の道路における「施工計画」に関する業務

- イ 実績として挙げた個々の業務成績が60点以上であること。ただし、「北海道開発局委託業務成績評定要領」（平成7年4月3日付け北開局工第2号）及び「地方整備局委託業務等成績評定要領」（平成14年9月5日付け国官技第142号）に基づく業務成績以外の業務は、この限りではない。

- ウ 令和3年度から令和4年度末までに完了した業務のうち、北海道開発局発注業務の「土木関係コンサルタント」（北海道開発局発注業務の実績がない場合、国土交通本省、地方整備局、国土技術政策総合研究所、国土地理院及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部発注業務の同じ業種区分のTECRIS）の平均業務成績が60点以上であること。

ただし、成績評定を受けた上記機関発注業務の実績がない場合は、この限りではない。

なお、北海道開発局発注業務の実績がなく、成績評定を受けた上記機関発注業務の実績がある場合は、業務成績評定通知書等、成績が確認できる資料の写しを参加表明書の提出時に併せて提出すること。

- エ 同種又は類似の業務の実績については、我が国及びWTO政府調達協定締結国その他建設市場が開放的であると認められる国等以外の国又は地域に主たる営業所を有する建設コンサルタント等にあつては、我が国における同種又は類似の実績をもって判断するものとする。

6 配置予定技術者に要求される要件

(1) 配置予定管理技術者の資格に関する要件

下記のいずれかの資格を有する者

- ・ 技術士： 総合技術監理部門 「建設一道路」または「建設一施工計画、施工設備及び積算」
- ・ 技術士： 建設部門「道路」または「施工計画、施工設備及び積算」
- ・ 国土交通省登録資格のうち別表1に記載する資格
- ・ 土木学会特別上級土木技術者（交通）または（施工・マネジメント）

なお、外国資格を有する技術者（わが国及びWTO政府調達協定締約国その他建設市場が開放的であると認められる国等の業者に所属する技術者に限る。）については、あらかじめ技術士相当又はRCCM相当との旧建設大臣認定（建設経済局建設振興課）または国土交通大臣認定（不動産・建設経済局建設市場整備課）を受けている必要がある。なお、参加表明書の提出期限までに当該認定を受けていない場合にも参加表明書を提出することができるが、この場合、参加表明書提出時に当該認定の申請書の写しを提出するものとし、当該業者が指名を受けるためには選定通知の日までに大臣認定を受け、認定書の写しを提出しなければならない。

(2) 配置予定管理技術者の業務実績に関する要件

ア 下記のいずれかの実績を有する者。

- ① 平成25年度以降公示日までに元請として完了した業務において、以下に記載する「同種又は類似業務」について、1件以上の実績を有すること。

ただし、照査技術者としての実績は除く。

- ② 過去に「同種又は類似業務」をマネジメントした実務経験を有する者。

マネジメントした実務経験とは、例えば以下のいずれかの者に相当する程度の経験をいう。

- ・ 建設コンサルタント登録規程(S52. 4. 15付け建設省告示第717号)第3条の一に該当する「道路部門」または「施工計画、施工設備及び積算部門」の技術管理者。
- ・ 北海道開発局土木設計業務等調査規程(H17. 7. 11付け北開局工管第46-1号)第3条に該当する主任調査員及び地方建設局委託設計業務等調査検査事務処理要領(H11. 4. 1付け建設省厚契第31号)第6に該当する総括調査員若しくは主任調査員。
- ・ 事業促進PPP業務の管理技術者の立場で、同種類業務の指導経験があると事業促進PPP業務の発注機関が認めた者。

同種業務： 高規格道路または一般国道における「施工計画」に関する業務

類似業務： 道路法上の道路における「施工計画」に関する業務

イ 令和元年度から令和4年度末までに完了した業務のうち、管理（主任）技術者として担当した北海道開発局発注業務の「土木関係コンサルタント」（北海道開発局発注業務の実績がない場合、国土交通本省、地方整備局、国土技術政策総合研究所、国土地理院及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部発注業務の同じ業種区分のTECRIS）の平均業務成績が60点以上であること。

ただし、成績評定を受けた上記機関発注業務の実績がない場合は、この限りではない。

なお、北海道開発局発注業務の実績がなく、成績評定を受けた上記機関発注業務の実績がある場合は、業務成績評定通知書等、成績が確認できる資料の写しを参加表明書の提出時に併せて提出すること。

(3) 配置予定管理技術者の手持ち業務量に関する要件

ア 予定管理技術者は、令和 6年 4月 1日現在の手持ち業務量（本業務を含まず、特定後未契約のものを含む。）が 5 億円未満かつ10件未満であること。ただし、手持ち業務とは管理(主任)技術者又は担当技術者として従事している契約金額が500万円以上の業務をいう。

なお、本業務において担当技術者を兼務する場合は、手持ち業務量に本業務を含めるものとする。

設計共同体として受注した業務の契約金額は、総契約金額に出資比率を乗じた金額（分担した業務の金額）とする。

複数年契約の業務の場合は、契約金額を履行期間の総月数で除し、当該年度の履行月数を乗じた金額とする。

なお、本業務は「低価格受注業務がある場合における予定管理技術者の手持ち業務量の制限等」の試行業務である。試行内容としては、以下のとおりである。

令和 6年 4月 1日現在の手持ち業務のうち、北海道開発局、地方整備局、国土技術政策総合研究所、国土地理院及び沖縄総合事務局開発建設部発注の建設コンサルタント業務等において調査基準価格を下回る金額で落札した業務がある場合には、手持ち業務量の契約金額を 5 億円未満から2.5億円未満に、件数を10件未満から 5 件未満にするものとする。

その上で、予定管理技術者が手持ち業務量の制限を満たすことが確認できない場合には、「北海道開発局競争契約見積心得について」（平成24年 3 月28日北開局工管第252号）第 6 条第 1 項第10号の規定により、見積に関する条件に違反した見積として、その見積を無効とするものとする。

また、本業務の履行期間中は管理技術者の手持ち業務量が契約金額で 5 億円、件数で10件（令和 6年 4月 1日現在での手持ち業務に北海道開発局、地方整備局、国土技術政策総合研究所、国土地理院及び沖縄総合事務局開発建設部発注の建設コンサルタント業務等で調査基準価格を下回る金額で落札したものがある場合には、契約金額を2.5億円、件数を 5 件）を超えないこととし、超えた場合には、遅滞なくその旨を報告しなければならない。

その上で、以下の①から④までのすべての要件を満たす管理技術者に交代させる措置請求を行う。管理技術者等を交代せず業務の履行を継続した場合は当該業務の業務成績評定に厳格に反映させるとともに悪質と認められる場合は指名停止等の措置を講ずるものとする。

- ① 当該管理技術者と同等の同種又は類似業務実績を有する者
- ② 当該管理技術者と同等の技術者資格を有する者
- ③ 当該管理技術者と同等以上の業務成績平均点を有する者
- ④ 手持ち業務量が当該業務の要請書、説明書又は特記仕様書において設定している予定管理技術者の手持ち業務量の制限を超えない者

なお、上記(2)における対象期間中に出産・育児等の真にやむを得ない事情により休業を取得していた場合には、休業期間に相当する日数を対象期間に加える事ができる。この場合、休業を証明できる書類を添付すること。

7 参加表明書の作成及び記載上の留意事項

(1) 作成方法

参加表明書の様式は別添－1 に示されるとおりとする。

なお、文字サイズは10ポイント以上とする。

(2) 参加表明書の内容に関する留意事項

ア 参加表明書の内容に関する留意事項

記 載 事 項	内 容 に 関 する 留 意 事 項
---------	--------------------

企業の同種又は類似業務の実績	・参加表明書の提出者が過去に受注した「同種又は類似業務」の実績について記載する。 ・平成25年度以降公示日までに完了した業務とする。 ・記載する件数は、1件までとする。 ・記載様式は様式5とし、図面写真等を引用する場合も含め、A4判1枚以内に記載する。
配置予定技術者の経歴等	・配置予定の管理技術者について、資格・業務経験等について記載する。 ・保有資格の資格証等の写しを添付すること。 ・手持ち業務は令和6年4月1日現在、国土交通省以外の発注者（国内外を問わず）のものも含めて全て記載する。 手持ち業務とは管理(主任)技術者又は担当技術者となっている500万円以上の他の業務とし、本業務以外の業務で配置予定技術者として特定された未契約業務がある場合は、手持ち業務の記載対象とし業務名の後に「特定済」と明記するものとし、参考見積金額を契約金額として記載する。 ・記載様式は様式2とする。
配置予定技術者の同種又は類似業務の実績	・配置予定の管理技術者が過去に従事した「同種又は類似業務」の実績について記載する。 ・平成25年度以降公示日までに完了した業務とする。 ・記載する件数は、1件までとする。 ・参加表明者以外が受託した業務実績を記載する場合は、当該業務を受託した企業名を記載すること。 ・記載様式は様式3とし、図面写真等を引用する場合も含め、A4判1枚以内に記載する。
業務実施体制	・配置予定の管理技術者及び担当技術者を記載すること。 ・担当技術者の記載は、最大8名までとする。 ・他の建設コンサルタント等に当該業務の一部を再委託する場合又は学識経験者等の技術協力を受けて業務を実施する場合（ただし、有識者として選定する予定の者は除く。）は、備考欄にその旨を記載するとともに、再委託先又は協力先、その理由（企業の技術的特徴等）を記載すること。ただし、業務の主たる部分を再委託してはならない。 ・記載様式は様式4とする。

イ 共同設計方式

- (ア) 設計共同体は、各構成員が優れた技術を有する分野を分担するものとし、必要以上に細分化しないこと。
- (イ) 設計共同体の構成及び各構成員が実施する分担業務の内容を記述すること。
- (ウ) 管理技術者は、設計共同体の代表者が配置すること。
- (エ) 各構成員は実施する分担業務に応じて、1名以上の担当技術者を配置すること。
- (オ) 各構成員が実施する分担業務に照査が必要となる場合には、当該分担業務を実施する各構成員が照査技術者を配置すること。
- (カ) 一つの分担業務を複数の構成員が共同して実施することは認められない。

(3) 契約書の写し

業務の実績(企業要件)又は同種業務等の実績(技術者要件)として記載した業務に係る契約書、特記仕様書、管理(主任)技術者通知書等の写しを提出すること。ただし、当該業務が、一般財団法人日本建設情報総合センターの「業務実績情報サービス(TECRIS)」に登録されている業務の内容が確認出来る場合は、契約書等の写しを提出する必要はない。

8 選定又は非選定の通知

- (1) 技術提案書の提出者として選定した者には、選定通知書を電子入札システムにより通知する。ただし、紙入札方式による参加者については書面により通知する。

※ 選定通知の日は令和 6年 4月17日(水)を予定する。

- (2) 選定通知書を受理した時は、登録期限(選定通知書の受理後、5日以内)までに技術提案書提出報告書(様式12)を電子入札システムにおける技術提案書として提出すること。
- (3) 参加表明書を提出した者のうち、技術提案書の提出者として選定されなかった者に対しては、選定されなかった旨とその理由(非選定理由)を電子入札システムにより通知する。ただし、紙入札方式による場合は書面(非選定通知書)をもって、釧路開発建設部長から通知する。
- (4) 上記(3)の通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して5日(休日を含まない。)以内に、電子入札システムにより、釧路開発建設部長に対して非選定理由について説明を求めることができる。ただし、書面により通知を受けた者は、書面(様式は自由)を原則として郵送(書留郵便等の配達の記録の残るものに限る。)によること。
- (5) 上記(4)の回答は、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して5日以内に電子入札システムにより行う。ただし、紙入札による場合は、書面により行う。
- (6) 非選定理由の説明書請求の受付場所及び受付時間は、次のとおりである。

ア 受付場所: 2(5)に同じ。

イ 受付日時: 土曜日、日曜日、祝日を除く毎日、9時00分から17時00分まで。
紙入札方式による参加希望者も同様とする。

9 技術提案書の作成及び記載上の留意事項

- (1) 技術提案書の作成上の基本事項

プロポーザルは、調査、検討及び設計業務における具体的な取組み方法について提案を求めるものであり、成果の一部の提出を求めるものではない。本公示において記載された事項以外の内容を含む技術提案書、又はこの書面及び別添の書式に示された条件に適合しない技術提案書については、提案を無効とする場合があるので注意すること。

- (2) 技術提案書の作成方法

技術提案書の様式は別添-2に示されるとおりとする。なお、文字サイズについて、本文は10ポイント以上、図表は6ポイント以上、余白については上20mm以上、下20mm以上、左20mm以上、右20mm以上とし、これが守られていない場合には評価しない。

- (3) 技術提案書の内容に関する留意事項

記 載 事 項	内 容 に 関 す る 留 意 事 項
業務実施方針・実施フロー・工程表	・業務の実施方針、業務フローチャート及び工程計画について簡潔に記載すること。 ・記載様式は様式9を用い、A4判1枚以内に記載すること。

特定テーマに対する技術提案	・本公示の9(5)に示した、特定テーマに対する取り組み方法を具体的に記載すること。 ・記載に当たり、概念図、出典の明示できる図表、既往成果、現地写真を用いることは支障ないが、本件のために作成したCGや詳細図面等を用いることは認めない。 ・記載様式は様式10とし、1テーマにつきA4判1枚に記載すること。
参考見積	・本業務の実施方針を踏まえて必要な経費を概算し、参考見積として提出すること。 ・参考見積は9(4)で提示する業務規模と大きくかけ離れているか、または提案内容に対して見積が不適切な場合は特定しない。なお、積算の参考とするため、特定者には再度見積を依頼することがある。 ・特定テーマで提案した内容を実施するための費用は、参考見積に含めること。 ・記載様式は特に定めないが、A4判に記載すること。
その他	・特記仕様書（案）等に表示される業務内容に対する重要事項の指摘、有益な代替案等があれば記載すること。 ・見積に含まれるものに限り記載すること。 ・記載様式は様式11とし、A4判1枚以内に記載すること。

(4) 業務量の目安

本業務の参考業務規模は20,000千円以内（税込み）を想定している。ただし、電子成果品作成費、打ち合わせに要する人件費、旅費を含む。

(5) 技術提案を求めるテーマ

尾幌糸魚沢道路の内、厚岸地区の施工計画を検討する上での留意点及び工夫について

(6) 既存資料の閲覧

技術提案書の作成に当たり、次の資料を電子（web）により閲覧することができる。

閲覧を希望する者は、下記イに同意の上、hkd-ks-nyuusatsu01@gxb.mlit.go.jp 宛てに電子メールにより申込書兼誓約書（別記様式3）を送付し申込みを行うものとする。

ア 資料名 : 令和2年度 一般国道44号 厚岸町 光栄道路詳細設計業務報告書
 令和3年度 一般国道44号 厚岸町 尾幌道路詳細設計業務報告書
 令和3年度 一般国道44号 厚岸町 大別道路詳細設計業務報告書
 令和3年度 一般国道44号 厚岸町 糸魚沢道路詳細設計業務報告書
 令和4年度 一般国道44号 厚岸町 尾幌糸魚沢道路実施計画検討業務 報告書
 令和4年度 一般国道44号 厚岸町 尾幌糸魚沢道路環境調査業務 報告書
 （電子（web））

イ 電子（web）による閲覧の条件

- ① 閲覧資料の複製データは、本業務の技術提案書作成のために供されるものであり、目的以外での使用を禁ずるものとする。ただし、本業務の受注者となった場合に限り、発注者との協議により、複製データを継続して使用できる。
 - ② 閲覧資料の複製データは申請者のみが利用できるものとし、発注者の許可無く第三者へ提供することを禁ずるものとする。
 - ③ 閲覧資料の複製データは、本業務の技術提案の提出者として選定されなかった場合、途中で辞退する場合、非特定者となった場合、無効となった場合又は特定後契約に至らなかった場合には速やかに復元不可能な形で破棄・消去すること。
 - ④ 閲覧資料の内容に関する質問等は受け付けない。なお、閲覧資料の作成者への問合せは行わないこととする。
- ウ 申込期限： 令和6年4月1日(月) 12:00まで
- エ 閲覧期間： 公開開始日から30日間。ただし、閲覧最終日は技術提案書の提出期限の前日とする。

10 技術提案書を特定するための評価基準

- (1) 技術提案書の評価項目、判断基準及び評価のウエイトは、別紙2のとおりである。
 - (2) 特定された者に対しては、特定された旨を電子入札システムにより通知する。ただし、紙入札方式による場合は、書面（決定通知書）をもって、釧路開発建設部長から通知する。
- ※ 特定通知の日は令和 6年 4月24日（水）を予定する。

11 ヒアリング

- (1) 必要に応じ、以下のとおりヒアリングを行う場合がある。
 - ア 実施場所： 北海道開発局 釧路開発建設部
 - イ 実施月日： 別途通知
 - ウ ヒアリングの時間及び場所は別途通知する。
 - エ 出席者： 配置予定管理技術者を含め2名まで
- (2) その他
 - ア ヒアリングでは10(1)の評価項目について質疑応答を行う。
 - イ ヒアリング時の追加資料の提出及び提示は認めない。

12 非特定理由に関する事項

- (1) 提出した技術提案書が特定されなかった者に対しては、非特定通知書を電子入札システムにより通知する。ただし、紙入札方式による場合は書面により通知する。
- (2) 上記（1）の通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して7日（休日を含まない。）以内に、書面（様式自由）により、釧路開発建設部長に対して非特定理由について説明を求めることができる。
- (3) 上記（2）の回答は、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して10日以内に書面により行う。
- (4) 非特定理由の説明書請求の受付場所及び受付時間は次のとおりである。
 - ア 受付場所： 2(5)に同じ。
 - イ 受付日時： 土曜日、日曜日、祝日を除く毎日、9時00分から17時00分まで。紙入札方式による参加希望者も同様とする。

13 再苦情申立て

- (1) 8(4)の非選定理由若しくは12(2)の非特定理由の説明に不服がある者は、非特定理由の説明に係る書面を受け取った日から5日（休日を含まない。）以内に、書面により北海道開発局釧路開発建設部長に対して再苦情の申し立てを行うことができる。再苦情申し立てについては、入札監視委員会にて審議を行う。
- (2) 再苦情申し立ての受付窓口及び受付時間、受付時間及び書類等の入手先は次のとおりである。
 - ア 受付場所 : 2(5)に同じ。
 - イ 受付日時 : 土曜日、日曜日、祝日を除く毎日、9時00分から17時00分まで。
紙入札方式による参加希望者も同様とする。
 - ウ 入手先 ; 2(5)に同じ。

14 契約書作成の要否等

要

なお、別冊契約書案における第4条第3項及び第4項の使用を希望する場合は、落札決定後に以下の手続を取るものとする。

- (1) 別冊契約書案第4条第3項及び第4項の使用を希望する落札者は、落札決定の日から2日以内（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）にその旨を申し出なければならない。
- (2) (1)の申出があった場合、支出負担行為担当官は落札者が契約を確実に履行する体制を有しているか否かを確認する調査を実施するものとする。
- (3) 落札者は調査の実施に協力し、落札決定の日から5日以内（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）に必要な書類を提出すること。
- (4) (2)の調査の結果、契約金債権がこの契約の履行以外の目的で使用されるおそれがあると認められるときは、別冊契約書案から第4条第3項及び第4項を削除して契約を締結するものとする。

15 支払条件

契約金額が設計及び調査は300万円以上、測量は200万円以上の場合前金払有

16 その他の留意事項

- (1) 本業務を受注したコンサルタント及び本業務を受注したコンサルタントと資本・人事面等において関連があると認められる製造業者又は建設業者は、本業務に係る工事の入札に参加し又は当該工事を請け負うことができない。

なお、「本業務を受注したコンサルタントと資本・人事面等において関連があると認められる製造業者又は建設業者」とは、受注者との関係が上記5(2)のいずれかに該当する者をいう。
- (2) 当該業務に直接関連する他の設計業務の委託契約を当該業務の委託契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無 無
- (3) 参加表明書及び技術提案書の作成、提出及びヒアリングに関する費用は、提出者の負担とする。
- (4) 参加表明書及び技術提案書に虚偽の記載をした場合は、参加表明書及び技術提案書を無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して北海道開発局工事契約等指名停止等の措置要領（昭和60年4月1日付け北開局工第1号）に基づく指名停止を行うことがある。

- (5) 提出された参加表明書は返却しない。また、提出された参加表明書は、技術提案書の提出者の選定以外に提出者に無断で使用しない。
- (6) 特定されなかった場合、電子入札システムにより技術提案書を提出した場合には電子入札システムから技術提案書を削除することとし、紙入札方式により提出した場合には技術提案書を返却する。また、提出された技術提案書は、技術提案書の特定以外に提出者に無断で使用しない。なお、特定された技術提案書を公開する場合には、事前に提出者の同意を得るものとする。
- (7) 参加表明書及び技術提案書の提出後において、原則として参加表明書及び技術提案書に記載された内容の変更を認めない。また、参加表明書及び技術提案書に記載した予定技術者は、原則として変更できない。ただし、病休、死亡、退職等のやむを得ない理由により変更を行う場合には、同等以上の技術者であるとの発注者の了解を得なければならない。
- (8) 技術提案書の特定後に、提案内容を適切に反映した特記仕様書の作成のために、業務の具体的な実施方法について提案を求めることがある。
- (9) 電子入札システムは土曜日、日曜日、祝日及び12月29日～1月3日を除く毎日、午前9時から午後6時まで稼働している。また、稼働時間内でシステムをやむを得ず停止する場合、稼働時間を延長する場合は、国土交通省電子入札システムホームページ「ヘルプデスク」コーナーの「緊急連絡情報」で公開する。なお、国土交通省電子入札システムホームページアドレスは、次のとおりである。
- <https://www.e-bisc.go.jp>
- (10) 障害発生時及び電子入札システム操作等の問い合わせ先は次のとおりとする。
- ・システム操作・接続確認等の問い合わせ先
- ア 国土交通省電子入札システムヘルプデスク TEL 03-3798-9476
- イ 国土交通省電子入札システムホームページ <https://www.e-bisc.go.jp>
- なお、ＩＣカードの不具合等が発生した場合には、入札参加希望者が利用している各電子認証局へ問い合わせること。ただし、申請書類、応札等の締め切り時間が切迫しているなど緊急を要する場合は、
- 北海道開発局釧路開発建設部契約課（TEL0154-24-7125）へ連絡すること。
- (11) 入札参加希望者が電子入札システムで書類を送信した場合は、次に示す通知、通知書及び受付票を送信者に発行するので必ず確認を行うこと。確認を怠った場合には以後の入札手続きに参加出来なくなる等の不利益な取扱いを受ける場合がある。
- ア 参加表明書受信確認通知（電子入札システムから自動発行）
- イ 参加表明書受付票（受付票を発行した旨を副次的にメールでも知らせる）
- ウ 選定通知書（通知書を発行した旨を副次的にメールでも知らせる）
- エ 非選定通知書（通知書を発行した旨を副次的にメールでも知らせる）
- オ 技術提案書受信確認通知（電子入札システムから自動発行）
- カ 技術提案書受付票（受付票を発行した旨を副次的にメールでも知らせる）
- キ 特定通知書（通知書を発行した旨を副次的にメールでも知らせる）
- ク 非特定通知書（通知書を発行した旨を副次的にメールでも知らせる）
- ケ 辞退届受信確認（電子入札システムから自動発行）
- コ 辞退届受付票
- サ 日時変更通知書
- シ 取止め通知書
- (12) 第1回目の見積が不調となった場合、再度見積に移行。再度見積の日時については、発注者から指示する。開札時間から30分後には、発注者から再度見積依頼通知書を送信するので、パソコンの前で暫くの間、待機すること。開札処理に時間を要し、予定時間を超えるようであれば、発注者から通知する。

- (13) 「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」（令和 4 年 9 月 13 日ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議決定）を踏まえて人権尊重に取り組むよう努めること。
- (14) 本業務にかかる落札及び契約締結は、令和 6 年 5 月 21 日を予定しているが、予算成立が令和 6 年 5 月 22 日以降となった場合は、予算成立日に落札及び契約する。